

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第16節 関税割当に係る数量管理</p> <p>(関税割当証明書のシステム管理の終了)</p> <p>16-6 登録者が、システムを使用した割当数量の管理を終了する場合は次による。</p> <p>なお、関税割当を受けた者が関税割当証明書を発給官庁へ返却する場合又は名義変更、有効期間の延長申請若しくは関税割当証明書の分割申請を行うために関税割当証明書を発給官庁へ提出する場合は、当該関税割当証明書についてシステム管理終了の登録を行った後に発給官庁への提出を行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) システム管理終了の申出</p> <p>登録者に対し、関税割当証明書及び上記16-2の規定による通関担当部門の<u>登録</u>の後に配信された「関税割当証明書登録通知情報」（別紙様式M-571号）を出力したものを、当該登録を行った税関官署又は当該関税割当証明書をシステム管理して最後に輸入申告を行った税関官署の通関担当部門に提示して、関税割当証明書のシステム管理を終了する旨の申出を行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第16節 関税割当に係る数量管理</p> <p>(関税割当証明書のシステム管理の終了)</p> <p>16-6 登録者が、システムを使用した割当数量の管理を終了する場合は次による。</p> <p>なお、関税割当を受けた者が関税割当証明書を発給官庁へ返却する場合又は名義変更、有効期間の延長申請若しくは関税割当証明書の分割申請を行うために関税割当証明書を発給官庁へ提出する場合は、当該関税割当証明書についてシステム管理終了の登録を行った後に発給官庁への提出を行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) システム管理終了の申出</p> <p>登録者に対し、関税割当証明書及び上記16-2により<u>通関担当部門の確認登録</u>後に配信された「関税割当証明書登録通知情報」（別紙様式M-571号）を出力したものを、当該関税割当証明書をシステム管理して最後に輸入申告を行った税関官署の通關担当部門に提示して、関税割当証明書のシステム管理を終了する旨の申出を行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>